

# 公益財団法人不老会 定款

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この法人は、公益財団法人不老会という。

( 事 務 所 )

第 2 条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

( 目 的 )

第 3 条 この法人は、心身の健康と長寿を全うするための保健思想の普及を図るとともに、医学及び歯学の教育のための献体に関する法律に定めるところにより、天寿を全うした後の献体を円滑に実行することにより、医学・歯学の教育・研究の発展に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 この法人は、前条の目的達成するため、次の事業を行う。

- (1) 献体を希望する者の登録
- (2) 献体の主旨の普及及び広報活動
- (3) 献体者の顕彰
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

( 会 員 )

第 5 条 第3条に定める目的に賛同し、無条件・無報酬で死後献体を約束し、この法人に登録した者をもって会員とする。

( 賛 助 会 員 )

第 6 条 第3条に定める目的に賛同し、賛助会費として、毎年1口1万円以上納める個人、法人又は団体を賛助会員とする。

## 第 4 章 資 産 及 び 会 計

### ( 基 本 財 産 )

第 7 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

### ( 事 業 年 度 )

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### ( 事 業 計 画 及 び 収 支 予 算 )

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第37条に定める方式によって愛知県知事に提出するものとする。

### ( 事 業 報 告 及 び 決 算 )

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。また、定款を主たる事務所に常時備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項に規定する書類(定款を除く)については、毎事業年度の経過後3箇月以内に、認定法施行規則第38条第1項に定める方式によって愛知県知事に提出するものとする。

#### ( 公益目的取得財産残額の算定 )

第11条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第5章 評議員

#### ( 評議員 )

第12条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

#### ( 評議員の選任及び解任 )

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員については、次のイからへまでに該当する評議員の合計数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

( 任 期 )

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、引き続き評議員としての権利義務を有する。

( 評 議 員 に 対 す る 報 酬 等 )

- 第 15 条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、費用を弁償することができる。費用の支給基準については、評議員会において別に定める。

## 第 6 章 評 議 員 会

### ( 構 成 )

第 16 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### ( 権 限 )

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### ( 開 催 等 )

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

### ( 招 集 )

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### ( 決 議 )

第 20 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 議 事 録 )

- 第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうち2名は、前項の議事録に署名押印する。

( 議 事 運 営 規 程 )

- 第 22 条 法令及びこの定款の定めるもののほか、評議員会の議事運営について必要な事項は評議員会において別に定める。

## 第 7 章 役 員 及 び 職 員

( 役 員 の 設 置 )

- 第 23 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事10名以上15名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち副理事長を2名以内、常務理事を若干名置く。
- 4 第2項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

( 役 員 の 選 任 )

- 第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 任期の終了前に退任した理事長、副理事長又は常務理事の補欠として選任された理事長、副理事長又は常務理事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

- 4 理事長、副理事長又は常務理事は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事長、副理事長又は常務理事としての権利義務を有する。

( 理事の職務及び権限 )

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

( 監事の職務及び権限 )

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、何時でも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員任期 )

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
  - 3 理事及び監事について、第 24 条第 3 項の規定を準用する。
  - 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員解任 )

- 第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えられないとき。

( 役 員 の 報 酬 )

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。費用の支給基準については、理事会において別に定める。

( 顧 問 及 び 相 談 役 )

第 30 条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べるることができる。

( 職 員 )

第 31 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 職員の服務・給与等については、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 理 事 会

( 構 成 )

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

( 権 限 )

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

( 招 集 )

第 34 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

( 決 議 )

第 35 条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う



- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

( 議 事 録 )

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長並びに理事長が指名する理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

( 議 事 運 営 規 程 )

第 37 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会の議事運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 9 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

( 定 款 の 変 更 )

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

( 解 散 )

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

( 公 益 認 定 の 取 消 し 等 に 伴 う 贈 与 )

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残 余 財 産 の 帰 属 )

第 41 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公 告 の 方 法

( 公 告 の 方 法 )

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 そ の 他

( 運 営 に 関 す る 規 程 等 )

第 43 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長（代表理事）は、小田悦雄とする。